

<2026年3月28日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p>店頭外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭金融先物取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に情報を提供するもので、以下、同法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭外国為替保証金／証拠金取引（以下「店頭外国為替保証金取引」といいます。）について説明します。</p> <p>店頭外国為替保証金取引は取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。</p> <p>当社が提供する店頭外国為替保証金取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、および外貨ネクストネオ取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 店頭外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について... 1</p> <p>II. 店頭外国為替保証金取引のリスクについての説明..... 9</p> <p>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド..... 11</p> <p>IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為..... 47</p> <p>V. 店頭外国為替保証金取引の主な用語について..... 50</p> <p>VI. 当社の概要について..... 52</p> <p>(略)</p> <p>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド</p> <p>(略)</p> <p>2. 口座開設について</p> <p>当社の店頭外国為替保証金取引『外貨ネクストネオ』（以下「本取引」といいます。）の取引口座（以下「外貨ネクストネオ口座」といいます。）の開設のお申込みは、当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（0120-430-225または03-5733-3065）でお受けいたします。</p> <p>店頭外国為替保証金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのため外貨ネクストネオ口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>●外貨ネクストネオ取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。当社では取引約款・本説明書の交付、確認書等のご承諾は電磁的方法により行われますので、事前に電磁的方法により情報の提供が行われることに関してご承諾をお願いいたします。</p> <p>(略)</p> <p>9. 呼び値の単位 (pip)</p>	<p>店頭外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)</p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭金融先物取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。以下、同法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭外国為替保証金／証拠金取引（以下「店頭外国為替保証金取引」といいます。）について説明します。</p> <p>店頭外国為替保証金取引は取引対象である通貨の価格等の変動により損失が生ずることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。</p> <p>当社が提供する店頭外国為替保証金取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、および外貨ネクストネオ取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>I. 店頭外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について... 1</p> <p>II. 店頭外国為替保証金取引のリスクについての説明..... 9</p> <p>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド..... 11</p> <p>IV. 店頭金融先物取引行為に関する禁止行為..... 46</p> <p>V. 店頭外国為替保証金取引の主な用語について..... 49</p> <p>VI. 当社の概要について..... 51</p> <p>(略)</p> <p>III. 店頭外国為替保証金取引説明ガイド</p> <p>(略)</p> <p>2. 口座開設について</p> <p>当社の店頭外国為替保証金取引『外貨ネクストネオ』（以下「本取引」といいます。）の取引口座（以下「外貨ネクストネオ口座」といいます。）の開設のお申込みは、当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター（0120-430-225または03-5733-3065）でお受けいたします。</p> <p>店頭外国為替保証金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのため外貨ネクストネオ口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>●外貨ネクストネオ取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。</p> <p>(略)</p> <p>9. 呼び値の単位 (pip)</p>

対円通貨ペアは、1通貨単位あたり0.001円（0.1銭）です。非・対円通貨ペア（クロスカレンシー取引）は次のようになります。当社ではこれらの単位を「1pip」とします。

非・対円通貨ペア	1通貨単位あたり
EUR/USD、GBP/USD、AUD/USD、NZD/USD	0.00001米ドル
USD/CHF	0.00001スイスフラン
EUR/AUD、GBP/AUD	0.00001豪ドル
EUR/GBP	0.00001英ポンド
USD/CAD、AUD/CAD	0.00001カナダドル
EUR/NZD、AUD/NZD	0.00001ニュージーランドドル
USD/TRY、EUR/TRY	0.001トルコリラ

39. 取引報告書等の交付について

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。その内容をよくご確認下さい。交付日から15日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

40. 書面の電磁的方法による交付又は徴求

当社は、原則として当社がお客様に交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。当社が電磁的方法により交付または徴求する書面は以下の通りです。

書面の記載内容についてのお問い合わせや、書面の交付による情報提供を請求する場あつきまはしては当社サポートセンター（0120-430-225または03-5733-3065）でお受けいたします。

- (1) 店頭外国為替保証金取引についてのご注意
- (2) 契約締結前交付書面（本説明書）
- (3) 外貨ネクストネオ取引約款
- (4) 信託保全説明書
- (5) 口座開設リスク確認書
- (6) 個人情報取り扱い同意書
- (7) クイック入金サービス利用規約
- (8) 金融先物取引に関する確認書
- (9) 反社会的勢力でないことの確認に関する同意書
- (10) 外国PEPsに該当しないことの告知書
- (11) 取引報告書
- (12) 取引報告書兼取引残高報告書
- (13) 損益計算書
- (14) その他当社が必要と認める書面

41. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

42. 課税上の取扱い

店頭外国為替保証金取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益

対円通貨ペアは、1通貨単位あたり0.001円（0.1銭）です。非・対円通貨ペア（クロスカレンシー取引）は次のようになります。当社ではこれらの単位を「1pip」とします。

非・対円通貨ペア	1通貨単位あたり
EUR/USD、GBP/USD、AUD/USD、NZD/USD	0.00001米ドル
USD/CHF	0.00001スイスフラン
EUR/AUD、GBP/AUD	0.00001豪ドル
EUR/GBP	0.00001英ポンド
USD/CAD、AUD/CAD	0.00001カナダドル
EUR/NZD、AUD/NZD	0.00001ニュージーランドドル
USD/TRY、EUR/TRY	0.0001トルコリラ

39. 取引報告書等の交付について

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。これらの報告等は原則として、電子交付によって行われます。その内容をよくご確認下さい。交付日から15日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

（新設）

40. 取引内容の確認

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

41. 課税上の取扱い

店頭外国為替保証金取引を含め、個人が行った店頭金融先物取引で発生した利益（売買による差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益

は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭金融先物取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

43. 資産の保全について

当社では、お客様からお預かりした預託金(保証金を含みます)、為替損益、スワップポイント等の資産を当社の資産とは区分して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は区分管理により保全されます。

44. 取引説明書の改訂

本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項をWebサイト掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との店頭外国為替保証金取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター 0120-430-225
03-5733-3065

以下省略

以上

は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭金融先物取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

42. 資産の保全について

当社では、お客様からお預かりした預託金(保証金を含みます)、為替損益、スワップポイント等の資産を当社の資産とは区分して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は区分管理により保全されます。

43. 取引説明書の改訂

本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項をWebサイト掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との店頭外国為替保証金取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター 0120-430-225
03-5733-3065

以下省略

以上